

京都府

当事者、家族、地域住民と協働した 重層的な地域包括ケア体制の構築

京都府では、第8次保健医療計画・第7期障害福祉計画等を踏まえ、ケアラー（家族）支援、アウトリーチ事業（長期入院患者等退院後支援事業）、ピアサポーター事業、こころの健康推進員事業、措置入院患者等の退院後支援に取り組んでいます。

令和6年度においても、オンライン会議や研修を活用しながら、当事者、家族、地域住民とともに地域包括ケア体制の構築を進めていきます。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報



〈障害保健福祉圏域〉

圏域名	市町村名
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都・乙訓	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城北	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R6年4月時点）	6	か所		
市町村数（R6年4月時点）	26	市町村		
人口（R6年4月時点）	2,522,835	人		
精神科病院の数（R6年6月時点）	20	病院		
精神科病床数（R6年3月時点）	5,451	床		
入院精神障害者数 （R5年6月時点）	合計	4,233	人	
	3か月未満（％：構成割合）	1,040	人	
		24.6	％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	815	人	
		19.3	％	
1年以上（％：構成割合）		2,378	人	
		56.2	％	
	うち65歳未満	491	人	
	1,887	人		
退院率（R3年6月時点）	入院後3か月時点	61.4	％	
	入院後6か月時点	83.5	％	
	入院後1年時点	92.0	％	
相談支援事業所数 （R5年4月時点）	基幹相談支援センター数	11	か所	
	一般相談支援事業所数	194	か所	
	特定相談支援事業所数	354	か所	
保健所数（R6年4月時点）	9	か所		
（自立支援）協議会の開催頻度（R5年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	3	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	無		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R6年4月時点）	都道府県	有・無	1	か所
	障害保健福祉圏域	有・無	6 / 6	か所/障害圏域数
	市町村	有・無	10 / 26	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

・令和6年度は、構築されたネットワークや資源を生かし、引き続き以下の事業に取り組む

1 長期入院患者等退院後支援事業(アウトリーチ事業)

相談支援事業所がピアサポーターを活用した入院患者の地域移行の働きかけと保健所や医療機関等と連携した未治療・医療中断者へのアウトリーチ事業を実施

2 措置入院患者等の退院後支援事業

措置(緊急措置)入院患者について保健所が中心に関係者が連携し退院後支援計画を作成し、必要な支援を実施

3 精神障害者家族等専門支援事業

(1) メリデン版訪問家族支援の展開

基礎研修を修了した保健所相談員が各圏域で家族支援を実施。メリデン版訪問家族支援が実施できるよう引き続き研修に職員を派遣

(2) 家族支援実践研修会の実施

精神保健福祉センターの実践研修に位置づけ、家族相談員等に対する研修会を実施

4 京都府ピアサポート養成研修の開催

府内当事者、ピアサポーター、大学教員、事業所と共に企画・運営する国に準じたピアサポート養成専門 研修の開催

5 保健所地域包括支援体制整備事業

障害保健福祉圏域毎の保健・医療・福祉の協議の場において、各圏域の課題のための事業に取り組む

6 地域包括ケアの市町村向け研修(会議)の実施

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

令和元年度

- 精神保健福祉業務連絡会会議(保健所)において、国より地域包括ケアの進め方の説明
- 構築推進事業を活用した保健所地域包括ケア体制整備事業を開始
- 先進地の実践を学ぶピアサポーター育成研修会を開催(参加者:50名)
- 家族会、大学教員と共にケアラーアセスメント普及啓発事業を実施(参加者:北部44名、南部90名)

令和2年度

- 構築推進事業を活用した保健所地域包括ケア体制整備事業を実施
- 府内の当事者、ピアサポーターと共にピアサポーター育成研修を開催(参加者:50名)
- 家族が求める家族支援研修会を家族会、大学教員とともに開催(参加者:67名)

令和3年度

- 構築推進事業を活用した保健所地域包括ケア体制整備事業を実施
- 精神保健福祉センターの基礎研修として「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を実施(参加者:68名)
- 精神保健福祉センターの実践研修として「家族支援実践研修」を実施(参加者:83名)
- 地域住民(こころの健康推進員養成講座受講者、こころの健康推進員)を対象とした「こころのサポーター養成研修」を国と共催で実施(参加者:23名、48名)
- 府内の当事者、ピアサポーター、大学教員、事業所と共にピアサポーター養成基礎研修を実施(参加者:66名)

令和4年度

- 構築推進事業を活用した保健所地域包括ケア体制整備事業を実施
- 精神保健福祉センターの基礎研修として「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を実施(参加者:72名)
- 精神保健福祉センターの実践研修として「家族支援実践研修」を実施(参加者:67名)
- 府内の当事者、ピアサポーター、大学教員、事業所と共に、ピアサポート養成基礎研修を実施(参加者:67名)

令和5年度

- 構築推進事業を活用した保健所地域包括ケア体制整備事業を実施
- 精神保健福祉センターの基礎研修として「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を実施(参加者:46名)
- 精神保健福祉センターの実践研修として「家族支援実践研修」を実施(参加者:118名)
- 府内の当事者、ピアサポーター、大学教員、事業所と共に、ピアサポート養成専門研修を実施(参加者:88名)※京都市との協調事業

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

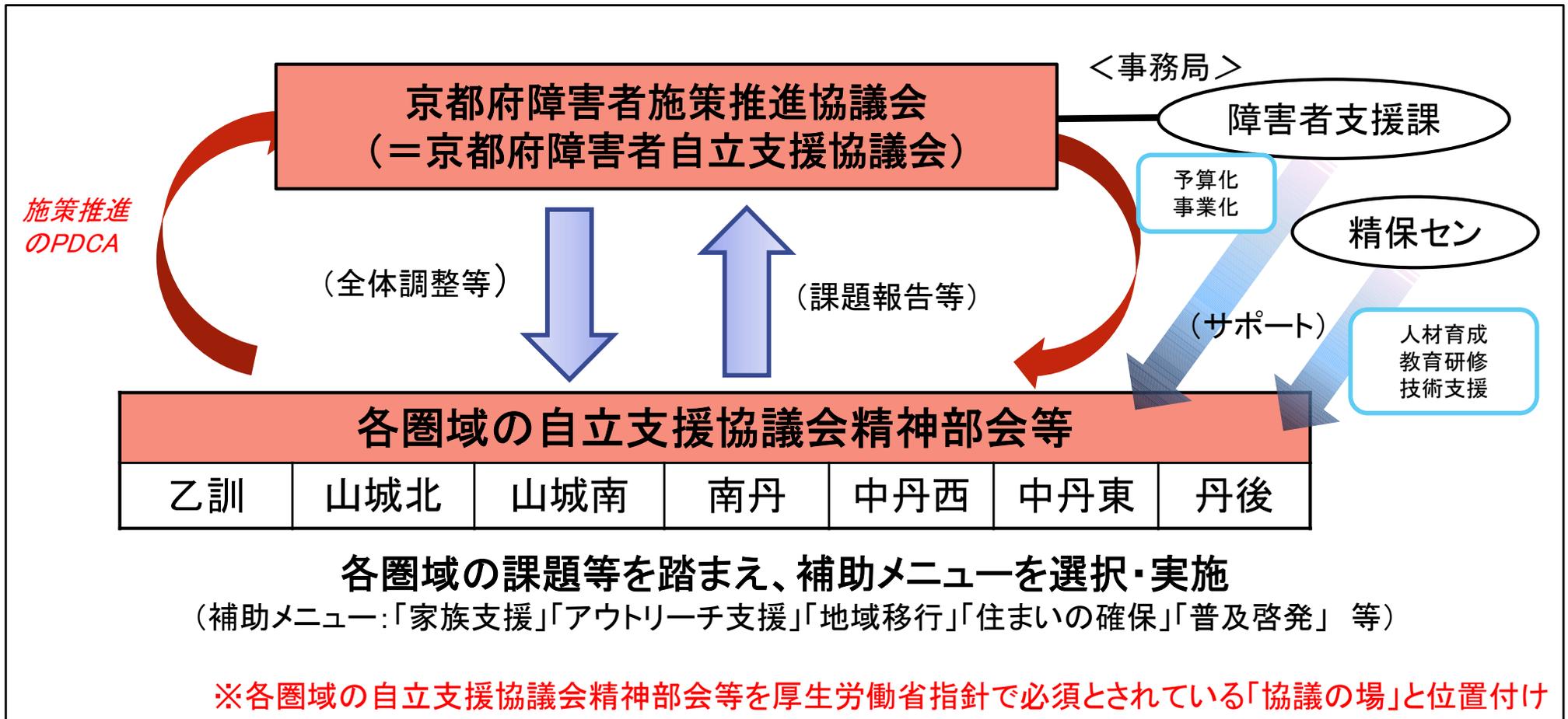
項目		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5						
地域移行		京都府退院支援事業（地域移行推進事業）を相談支援事業所に委託して障害福祉圏域全域で実施していたが個別給付化に伴い廃止						地域相談支援として個別給付化																	
アウトリーチ	医療型							国のアウトリーチ推進事業を活用して、2障害福祉圏域で医療機関に委託して実施（未治療、医療中断、長期入院者等が対象）						アウトリーチ推進事業を3障害福祉圏域で3医療機関に委託して実施（未治療、医療中断、長期入院者等が対象）						精神科重症患者早期集中支援管理料（診療報酬化）等を活用して、2障害福祉圏域2医療機関が引き続き、多職種アウトリーチを実施					
	保健型	保健部分は、保健所や市町村（保健）がアウトリーチ活動																							
	福祉型	福祉部分は、市町村（福祉）や委託を受けた相談支援事業所等が活動																							
ピアサポーター	活用	京都府内で当事者団体やピアサポーターが活動 事業所単独でピアサポーターの養成等を実施																							
	研修・会議	相談支援事業所に委託し、ネットワーク型のアウトリーチ推進事業をピアサポーターを活用して実施（未治療、医療中断、長期入院者等が対象） ・ピアサポーター養成研修を府内の当事者、ピアサポーター、事業所と共に実行委員会方式で実施 ・ピアサポート養成基礎研修の作成																							
家族支援	個別・集団	保健所の個別支援・集団支援（家族教室・家族交流会）・訪問指導圏域の自立支援協議会精神部会等を活用した家族教室や家族交流会																							
	訪問	ケアラーアセスメント票（家族のセルフチェック票）作成 ケアラーアセスメント票ガイドライン作成 家族支援実践研修会の開催 保健所精神保健福祉相談員のメリデン版訪問家族支援基礎研修修了者（7名）																							
措置入院後退院後支援		医療機関と各保健所等地域関係機関と退院前カンファレンスを実施し、退院後の地域生活支援について協議する 措置入院患者等の退院後支援を保健所主体で実施																							
普及啓発		平成10年より、京都府の独自事業であるこころの健康推進員を養成し、各保健所圏域毎に市町村のグループワークやサロン事業を実施している こころのサポーター養成事業																							
体制整備		障害福祉圏域毎に精神保健福祉部会（精神領域に関する議論を行う部会）の設置 各圏域課題に取り組む 保健所地域包括ケア体制整備事業 保健・医療・福祉関係者の協議の場を活用した事業を実施するための各圏域で実施できる予算をつける																							

 構築推進事業を活用
 他財源を活用

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 (厚生労働省補助事業)の推進体制について

第6期京都府障害福祉計画における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

- 圏域毎に設置した保健、医療、福祉の協議の場について市町村にも設置を促すとともに、市町村や市町村設置の協議の場と連携して、圏域の課題等に取り組めます。



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○ 令和5年度保健所地域包括ケア体制整備事業を活用した障害福祉圏域での取組実績

障害福祉圏域 保健所 広域振興局 地域連携・振興部総務防災課	乙訓	山城北		山城南	南丹	中丹		丹後
	乙訓	山城北	綴喜分室	山城南	南丹	中丹西	中丹東	丹後
事業メニュー								
① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	○	○	○	○	○	○	○	○
② 普及啓発に係る事業	○				○	○	○	
③ 精神障害者の家族支援に係る事業						○	○	
④ 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業					○			
⑤ ピアサポートの活用に係る事業								
⑥ アウトリーチ支援に係る事業		○	○					○
⑦ 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業						○	○	○
⑧ 構築推進サポーターの活用に係る事業								
⑨ 精神医療相談に係る事業						○	○	○
⑩ 医療連携体制の構築に係る事業								
⑪ 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業		○	○			○	○	
⑫ 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業								○
⑬ 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業								
⑭ その他(地域包括ケアシステムの構築に資する事業)	○	○	○	○				○

※構築推進事業では⑭、その他(地域包括ケアシステムの構築に資する事業)として申請

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<昨年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
①長期入院患者等退院後支援事業(アウトリーチ事業)において支援者数	12名	12名	・未治療2名、受療中断5名については保健所や医療機関等との連携による支援を実施 ・長期入院者等については、ピアサポーターを活用した5名の支援を実施
②措置入院患者等の退院後支援事業における支援計画の作成者数	未定	4名	・保健所が主体となり、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づく支援を実施
③メリデン版訪問家族支援研修の受講者	1名派遣	—	・令和5年度は派遣なし
④1年以上の精神科病院在院患者数 (各年630調査)	2,196名 (R8年度)	2,378名 (R5年度)	・京都府障害者・障害児総合計画の目標値
⑤入院後(3箇月・6箇月・1年時点)の退院率	68.9% 84.5% 91.0% (R8年度)	55.0% 80.4% 87.4% (R4年度)	・京都府障害者・障害児総合計画の目標値
⑥ピアサポーター研修の修了者数	未定	86名	・府内の当事者、ピアサポーター、大学教員、事業所と協力した国研修に準じた研修の実施
⑦こころのサポーター養成講座受講者	未定	120名	・こころの健康推進員養成講座・現任者研修を活用し、こころのサポーター養成講座を実施

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 本庁主管課、精神保健福祉センター、府立病院(精神科)、各保健所に精神保健福祉相談員が配置されている
- 全障害福祉計画で、「協議の場」を設置しており、保健所地域包括ケア体制整備事業を活用した課題解決に向けた取組を実施
- 精神障害者家族等専門支援事業やピアサポート養成研修において、当事者・家族会と協働して実施できる体制がある

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
都道府県、障害福祉圏域、市町村毎の「協議の場」重層的な連携による支援体制づくりが必要	①障害福祉圏域毎の協議の場の設置の課題について、保健所精神保健福祉業務会議等で共有・分析 ②モデル障害福祉圏域を本庁主管課や精神保健福祉センターが技術援助し、横展開を目指す	行政	課題解決のための重層的な連携による支援体制のスキームづくり
		医療	圏域の協議の場への積極的な参画
		福祉	圏域の協議の場への積極的な参画
		その他関係機関・住民等	協議の場への積極的な参画
		行政	
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
①圏域ごとに設置した保健、医療、福祉の協議の場について市町村にも設置を促す	6圏域 10市町村	6圏域 26市町村	圏域ごとに設置した保健、医療、福祉の協議の場について市町村にも設置を促すとともに、市町村や市町村設置の協議の場と連携して、圏域の課題等に取り組む

※指標設定が困難な場合は、代替指標や定性的な文言でも構いません。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

各保健所が、精神保健福祉総合センター、精神科病院、相談支援事業所、市町村、当事者家族等が参画する協議会（協議の場）を設置し連携をとりながら地域保健をベースににも包括の構築を推進

所管部署名	所管部署における主な業務
障害者支援課	精神保健福祉総合センターを設置

連携部署名	連携部署における主な業務

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	各保健所において障害者自立支援協議会精神障害者部会等を活用した協議の場を設置し、各圏域の課題を踏まえ、家族支援、アウトリーチ支援、地域移行、住まいの確保、普及啓発等を実施	各圏域における地域課題等について情報共有を行い、多数の参加者が各自の取組について説明し、今後について検討・共有することができている。
医療	上記協議の場に管内精神科病院の精神科医師や看護師が参加している	病院関係者と行政の間で、情報交換や意思疎通がスムーズに実施できる。医療関係者が出席していない圏域があるため、すべての圏域において協議の場に医療関係者が参画できるようにする必要がある。
福祉	上記協議の場に相談支援事業所等が参加している	病院関係者と行政の間で、情報交換や意思疎通がスムーズに実施できる。
その他関係機関・住民等		

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等 (課題・強み等)
乙訓圏域障害者自立支援協議会	精神保健福祉士、社会福祉士、家族、障害福祉事業所職員、行政職員、保健所	4回/年	地域生活を円滑かつ充実させるためのメニューについて、ニーズ調査をもとに乙訓圏域に必要な地域内居場所について検討	
山城北圏域障害者自立支援協議会	相談支援事業所、精神科医師、医療機関PSW、就労支援事業所、精神保健福祉総合センター、保健所、市町	2回/年	地域精神保健医療福祉に関する協議	
山城南圏域障害者自立支援協議会	相談支援事業所、地域生活支援拠点事業者、圏域ゼネラルケアマネージャー、市町村、保健所	4回/年	障がい者の雇用についてや介護職員等による喀痰吸引等研修の開催等	
南丹圏域障害児者総合支援ネットワーク精神部会	精神保健福祉士、就労支援事業所、社会福祉士、保健師、市町、保健所、GM	3回/年	情報共有、地域課題と具体的な取組を協議	
中丹圏域障害者自立支援協議会精神障害部会(全体会)	相談支援事業所、精神科病院(地域移行支援担当者)、市町村、保健所	4回/年	地域で生活する精神障害者の居場所、精神障害者及び家族への支援、暮らしを支える職員のスキルアップ	
丹後圏域障害者自立支援協議会精神保健福祉部会	医療機関PSW、訪問看護ステーション、相談支援事業所、市町、保健所	3回/年	地域課題の共有と具体的な取組について協議	

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

短期目標 (今年度)	各機関毎の重層的な連携による支援体制づくり	
スモール ステップ	各圏域の協議の場において、課題の抽出及び解決策の検討	
時期(月)	実施内容	具体的な取組
R6年6月～7月	保健所地域包括ケア体制整備事業について各保健所からの申請を開始	申請内容確認後、保健所の事業計画書に基づき予算配当
9月12日・13日	家族支援実践研修会	精神保健福祉センターの実践研修として、家族会と協力して実施
R6年4月～ R7年3月	ピアサポート養成専門研修の開催	ピアサポーターの養成及びフォローアップのための取り組みの検討